



平成17年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社東京精密  
代表者の氏名 代表取締役会長C.E.O. 大坪 英 夫  
(コード番号7729 東証第1部)

問合せ先 代表取締役業務会社執行役員社長 太 田 邦 正  
TEL (0422)48-1011(代表)

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年5月17日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成17年6月29日開催予定の当社第82期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式より調整し(1株未満の端数は切り捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

##### (2) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。

##### (3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、次の算式により払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに平成14年4月1日改正前商法に定める転換社債の転換の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

### 3. 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当に際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結するものとする。

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (2) 新株予約権者の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は使用人の地位を失った後も新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数および行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還することとなることがある。
- (3) 上記の他、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

(注) 上記内容は、平成17年6月29日開催予定の当社第82期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上